



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
: 食品表示基準次長通知の改正(31次)について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第7講 追補
: 内容量の表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
: もやしの表示について

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆「食品表示基準について(いわゆる「表示基準次長通知」)」が2023年11月7日に改正され、一括名の範囲の追加がされています。

＜31次改正＞(令和5年11月7日消食表第580号)

■＜表示基準次長通知 最終改正 令和5年11月7日＞ 今般、「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)の「F 使用基準」が一部改正され、「L-システイン塩酸塩」の用途が変更されました。このため表示基準次長通知の別添 添加物1-4の別添 添加物1-4の調味料に「L-システイン塩酸塩」が追加されました。

別添 添加物1-4 各一括名の定義及びその添加物の範囲

10 調味料	10 調味料
(1) 定義～(2) 一括名 (略)	(1) 定義～(2) 一括名 (略)
(3) 添加物の範囲 以下の添加物を調味料としての目的で使用する場合	(3) 添加物の範囲 以下の添加物を調味料としての目的で使用する場合
① アミノ酸	① アミノ酸
L-アスパラギン酸ナトリウム DL-アラニン	L-アスパラギン酸ナトリウム DL-アラニン
L-アルギニンL-グルタミン酸塩 L-イソロイシン	L-アルギニンL-グルタミン酸塩 L-イソロイシン
グリシン グルタミルバリングリシン	グリシン グルタミルバリングリシン
L-グルタミン酸 L-グルタミン酸アンモニウム	L-グルタミン酸 L-グルタミン酸アンモニウム
L-グルタミン酸ナトリウム L-システイン塩酸塩	L-グルタミン酸ナトリウム (新設)
L-テアニン DL-トリプトファン	L-テアニン DL-トリプトファン
L-トリプトファン DL-トレオニン	L-トリプトファン DL-トレオニン
L-トレオニン L-バリン	L-トレオニン L-バリン
L-ヒスチジン塩酸塩 L-フェニルアラニン	L-ヒスチジン塩酸塩 L-フェニルアラニン
DL-メチオニン L-メチオニン	DL-メチオニン L-メチオニン
L-リシンL-アスパラギン酸塩 L-リシン塩酸塩	L-リシンL-アスパラギン酸塩 L-リシン塩酸塩
L-リシンL-グルタミン酸塩	L-リシンL-グルタミン酸塩
別添 添加物2-1の用途欄に「調味料」と記載された添加物(アミノ酸に限る。)	別添 添加物2-1の用途欄に「調味料」と記載された添加物(アミノ酸に限る。)
②～④ (略)	②～④ (略)

消費者庁HPの食品表示法等(法令及び一元化情報)の情報から作成

※続きはPage 1-2(会員)で記載しています。

《第1編 加工食品》

第7講 内容量の表示 【追補】

■業務用加工食品

食品表示法の食品表示基準において、業務用加工食品には内容量は義務表示とされていません（同基準第10条）。一方計量法においては関係会社等のグループ会社内の仕様書等は計量法上の取引又は証明に該当するとされています。従って、「有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為」であれば、法人間の取引であればグループ内であっても取引又は証明に該当します。このため、業務用加工食品が計量法の特定商品（法第12条、13条、14条）に該当すれば内容量表示は義務となる場合があります、その特定物象量（重量等）とともに表記者又は輸入者の氏名・名称及び住所を付記することとなります。

■「約〇g」の表示

計量法第13条の特定商品に該当しないため内容量表示を重量等ではなく、食品表示基準に従って個数表示をしている商品があります。このような商品の場合、消費者の選択に資する情報として、一括表示枠外に「本品は約〇gです。」のような表示はできるでしょうか（商品量目制度Q&A集【全般-30】）。

特定商品の特定物象量に関しては、量目公差（特定商品の品目ごとに定められている計量の許容誤差のこと）が定められ、その遵守義務が課せられているので（計量法第12条、13条、14条）「約〇g」等の曖昧な表示はできません。「約〇g」等の表示が括弧書きの内か・外か、総量か・内容物1個当たりの量かを問わずできません。また、特定商品以外の商品についても上記と同様に「〇g以上」「〇g～〇g」のような表示についても、許容誤差の基準となる表示量の特定ができないため、極力表示はしないでください。なお、「約〇g」等の表示には法10条の「正確計量の基準（目安）」が適用され量目公差も定められており注意してください。

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。

しいたけに関して、令和4年3月に食品表示基準Q&Aが改正され、原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)が原産地となうことに変更されています。そこで、もやしの原産地は種子の産地でしょうか。それでも発芽栽培した場所でしょうか。

加熱調理用野菜

名称	緑豆もやし
原料種子	緑豆
原産地	●●県
内容量	〇〇g
消費期限	枠外〇〇に記載
保存方法	1℃～10℃で保存してください。
生産者	□□株式会社 △△工場

大豆を種子として栽培しているもやしについては、遺伝子組換え農産物に関する事項は義務です。また、アレルギー物質を含むことを表すために大豆を使用していることを明らかにわかるように表示をすることが必要です。

「もやし(大豆もやし、その他のもやし)」は計量法第12条の特定商品ですので、重量表示の義務はありません。

もやし生産者協会HPから作成

※ 続きはPage 3-2 (会員) で記載しています。

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2023年(令和5年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2023年 11月号】

・・・どんなことにおいても自分の善を守れ。そして、ほかのことについては、理性的に用いるかぎり君にあたえられたものだけで満足するのだ。

(エピクテトス「人生談義 何と何を交換すべきか」(國方訳))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。